

2009年度父母の会執行部定例会（第9回）議事録

日時： 2010年3月13日（土）午前10時15分～午前11時40分

場所： 補習校 父母の会室

出席者： マックスカー、スペンサー、榎本、シュリマー、姫野、田代、片岡、南原、松浦、高木、クロマー、内藤、三輪、堤、平井（資）、長尾（行）、秋山（図）、荻野（広）、カルバーソン（運）、松永（資）、ピエリ（行）、久保（運）、藤原（図）、安藤（広）、上村（バ）、江尻（バ）、アージェント（2008年度会長）
綾目（記）

1. 新役員、新委員長の紹介

各自、自己紹介を行った。

2. 各委員会から本年度の反省と次年度の課題について報告（詳細は各委員会からのレポートを参照）

（1）運動会委員

◎新執行部が立ち上がったときには、すでに準備に取り掛かっている状態で、2月から準備を開始しなくてはならない。「とりあえず進める」ことが大切。

◎時間的にかなり厳しい状況。次年度の役員決りを早めることができればと思う。

（2）図書委員

◎引き続き5月半ばまで、現委員も新委員と一緒にオーバーラップして仕事を行う。

◎定型のメールや無料WEBサイトの活用

◎図書ソフトバージョンアップの準備⇒新委員と打ち合わせ済み

（3）広報委員

◎本年度の反省として、HPのインフォメーション掲載の更新が遅くなった。この原因としては、副委員長1人で対応していたため間に合わず、他のメンバーもサポートするべきであった。公平な役割分担が必要。

◎サイトの一部をパスワードするかどうか、写真の掲載について、引き続き協議する必要がある。

◎プロバイダーの見直し

◎本年度は、サイトを一新し、掲載依頼の方法をルール化することができた。

（4）資金調達委員

◎企業宛に寄付を募っているが、本年度初めにデータの更新がされておらず、手紙が戻ってきた。経費無駄を省くため、データの更新を必ず行うこととする。

◎学校あての寄付と混乱している企業があるため、父母の会活動のための寄付依頼であることを明確にする。

（5）行事委員

◎4月最初の写真撮影の時には、新旧合同で作業に行うのがよいのではないかと考えている。

3. 定例会について、定例会は毎月一回、執行部役員と各委員会とで行う。時間はだいたい9時半から行っていた。

4. HP の掲載方法について（広報委員会）

(1) 掲載方法については、広報委員会の資料を参照する。

(2) HP の一部にパスワードが必要かどうか。

◎以前の話し合いでは、パスワード化してしまうと、補習校入学を考えている保護者が HP を見られないと意見があり、一部のみパスワード化するかなど引き続き話し合いが必要。

◎肖像権の問題

パスワード化しない場合には、写真の掲載などが発生してくる。学校には保護者から許可するかどうかの用紙を提出してもらっているが、父母の会からは依頼していない。保護者としては、学校も父母の会も同じだと判断しているかもしれないが、学校の HP ができたこともあり、今度どのようにしていくか課題である。

5. NPO 維持のための必要な手続きについて（エージェント）

◎毎年、Annual Report をオンラインで更新。その際に役員（officer）の名前の変更もする。この手続きについても NPO 維持のマニュアルに詳細が記載済み。

◎寄付金だけで収入が 10,000 ドル以上ある場合は Charities Registration (チャリティー登録) をする。父母の会の寄付金はそんなにはないが、公的な意味でもこの手続きはしておいた方がいいと州にアドバイスを受けて、登録はしておりこれに関して毎年出す書類がある。書類の記入の仕方は NPO 維持のためのマニュアルに詳細がある。

◎税務申告は年の総収入が 25000 ドルを超えてしまうと、会計士による申告が必要であるため、会計士に支払う費用が必要となる (750-1500 ドル)。免税 NPO 団体は年の総収入が 25000 ドル (3 年間の平均) を超えなければ、オンラインで年の総収入が 25000 ドルを越えなかったという簡単な報告をするだけで済む。そのため、昨年度から運動会のお弁当注文代、写真代などは、個人から業者へ直接支払いを行ってもらうようにして、収入をできるだけ抑えている。

◎オンラインによる申告については、2010 年 4 月に入ってから初めて行う予定のため、その処理の後、その方法を NPO 維持のためのマニュアルに記入し 4 月の定例会で新役員に説明する。NPO 維持のためのマニュアルはその時点で完成予定。

◎免税 NPO として残しておかなければならない記録としては、定例会の議事録、会計の記録、会員名簿などがあるが、これらはこれまで父母の会執行部が仕事の一環として残してきているものである。

◎これまで 10 年以上、NPO のステータスがなく、役員個人に未納の税金や罰金を請求される可能性もあったため、NPO 化の手続きを行った。

6. バス係からの報告

(1) バスの運営は一回につき 218.54 ドルかかっており、11 家族 18 名が利用している。アカウントは執行部とは別に持っているが、バス係のマニュアルは執行部にも残しておき、何かあったときにお互い助け合えるようにしておく。バスの運営は厳しい状況だが、以前 3 線あったバスのルートが減ってしまい、そのために補習校を退学した方もいて、なんとか運営継続に努力している。

(2) 資金の調達のため、図書室にお菓子コーナーを設けてもらっていたが、結果は思わしくない。今

後の継続は不明。

- (3) お菓子については、保護者に売るものは手作りでもよいが、子供には売ってはいけない。子供へ配布する場合には、校長先生の許可が必要。
- (4) 資金調達面で、HP バナーを売ってはどうか。こちらから企業にオファーできる。既に、旅行会社から問い合わせあった。NPO の関連を確認する (エージェント)、また、審議会にも確認する。

⇒IRSのエージェントに問い合わせた結果の報告(エージェント)

「寄付金の金額に全く関係なく、皆平等に同じような大きさでバナーが載せられるのであればよいが、もしもバナーのクオリティーや大きさなどが寄付金の額に比例したりすると、この活動が広告ビジネスとみなされここからの収入のみにビジネス税を払う必要がでてくる。また、寄付金をしてくださったらバナーをウェブサイトに乗せますというお知らせもしない方がいいとのこと。免税(非課税)NPOへの寄付(寄付金が税金控除になるため)は何の compensation を出さずにいただくというのが前提だそうです。ただもちろん寄付をしてくださった企業を、例えばニュースレターやウェブサイトなどにリストアップするのは全然問題ないとのこと。」要するにバナーを売るような形でお金が動いては、税金のかからない収入、税金控除の対象になるような寄付としては認められないということなのだと思います。なので、例えばウェブサイトに今年寄付をしてくださった企業という1ページを(やや派手目に)作り、企業が寄付をしてくださる際に、その代わりにバナーを載せてもらえないかと聞かれたら、寄付してくださった全企業の名前とロゴを掲載するページがあり、そこに皆様リストさせていただいております、と答えるのであればまず問題ないと思います。

7. 2010 年度予算案説明

- (1) NPO 化予備費の 10000 ドルはペナルティがかからずに免税NPOの認可が下りたため来年の予算にとる必要はなし。NPO 関連費用は Annual Report Fee の 25 ドルと Charities Registration Fee の 35 ドルに少し余分をみて、次年度の予算は 100 ドルで十分であろう。寄付金などが多く収入が増え、会計士に費用がかかった場合は、マイナス処理とする。
- (2) 当年度の会費だけでは、当年度の父母の会活動はまかなえない。現在は余剰金でまかなっている状況。現状では、25000 ドルを超えない範囲で収支均衡を保つ。
- (3) 父母の会費値上げ案、委員、役員は会費免除はどうかなど
- (4) 余剰金については、今後の校舎移転問題に対応。
- (5) 資金調達委員から更に予算見直しが必要と依頼。(3 月中に報告)
今年度ラベル代など自己負担があったため改善していきたい。300 ドルより増額の可能性あり。
⇒次年度予算案 400 ドルとする

以上